

## 行田在来青大豆キャラクターの使用に係る取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、行田在来青大豆を広くPRするため、行田在来青大豆キャラクターを使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「行田在来青大豆キャラクター」とは、行田豆吉（商標登録第5579564号）をいう。

### (使用できる者)

第3条 何人も、営利を目的とする場合を除き、行田在来青大豆キャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 行田市又は行田在来青大豆の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠等として行田在来青大豆キャラクターを独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他市長がその使用について不適當であると認めたとき。

### (使用承認申請)

第4条 営利を目的として行田在来青大豆キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ行田在来青大豆キャラクター使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、行田在来青大豆キャラクターの使用を承認し、行田在来青大豆キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認（以下「使用承認」という。）をする場合において、行田在来青大豆キャラクターの適正な使用のため必要があると認めるときは、当該使用承認に条件を付することができる。

4 市長は、使用承認をしない場合は、行田在来青大豆キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更）

第5条 使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ行田在来青大豆キャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第3条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請に係る変更を承認し、行田在来青大豆キャラクター使用変更承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしない場合は、行田在来青大豆キャラクター使用変更不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 行田在来青大豆キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 行田在来青大豆キャラクターのイメージを損なうデザインの改変をしないこと。
- (2) 「商標登録第5579564号」又は「®行田市」の表記を付すこと。
- (3) 使用承認を受けた用途にのみ使用し、第4条第3項の規定により市長が条件を付した場合は、当該条件に従うこと。

（違反等に対する取扱い）

第7条 市長は、使用者（使用承認を受けた者を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。）が前条各号に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、行田在来青大豆キャラクターの使用の差止めの請求又は必要な指示（以下「請求等」という。）をすることができる。この場合において、使用者は直ちにその請求等に従うものとする。

2 市長は、使用承認を受けた者が前条各号に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、市長は行田在来青大豆キャラクター使用承認取消し通知書（様式第7号）

によりその者に通知するものとする。

(免責)

第8条 前条第1項の場合において、使用者が被った損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

2 前条第2項の場合において、使用承認を受けた者が被った損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

3 前2項の規定によるもののほか、行田在来青大豆キャラクターの使用に関し、使用者が被った損害及び使用者によりなされた第三者への損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(争論等の解決)

第9条 行田在来青大豆キャラクターの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用者の責務において解決するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行田在来青大豆キャラクターの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

行田市長

申請者 住所  
氏名

行田在来青大豆キャラクター使用承認申請書

下記のとおり行田在来青大豆キャラクターを使用したいので、行田在来青大豆キャラクターの使用に係る取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
レイアウト (写真等)	
備考	

※商品パッケージ又はシール等に使用する場合は、使用期間の終期を省略することができます。

第 号  
年 月 日

様

行田市長



行田在来青大豆キャラクター使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました行田在来青大豆キャラクターの使用については、下記のとおり承認します。

記

1 使用目的

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用条件

- (1) 本通知書の承認内容どおりに使用すること。
- (2) 行田在来青大豆キャラクターの使用に係る取扱要綱を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

行田市長



行田在来青大豆キャラクター使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました行田在来青大豆キャラクターの使用については、下記の理由により承認できません。

記

不承認の理由

年 月 日

行田市長

申請者 住所  
氏名

行田在来青大豆キャラクター使用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認された内容について、下記のとおり変更したいので、行田在来青大豆キャラクターの使用に係る取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

記

変更する 項目	目的 ・ 期間	
変更する 内容	(変更前)	(変更後)

第 号  
年 月 日

様

行田市長



行田在来青大豆キャラクター使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました行田在来青大豆キャラクターの使用変更については、下記のとおり承認します。

記

1 使用目的

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用条件

- (1) 本通知書の承認内容どおりに使用すること。
- (2) 行田在来青大豆キャラクターの使用に係る取扱要綱を遵守すること。



様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

行田市長



行田在来青大豆キャラクター使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました行田在来青大豆キャラクターの使用変更については、下記の理由により承認できません。

記

不承認の理由

様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

行田市長



行田在来青大豆キャラクター使用承認取消し通知書

年 月 日付け 第 号で承認しました行田在来青大豆キャラクターの使用について、下記の理由により取り消します。

記

使用承認取消しの理由